

東京都職員共済組合組合会
令和4年互選議員選挙執行要領

令和4年10月

東京都職員共済組合

目 次

	ページ
I 東京都職員共済組合組合会令和4年互選議員選挙執行要領	
第 1 選挙の期日 -----	2
第 2 選挙権・被選挙権を有する者 -----	2
第 3 選挙の方法・選挙区等 -----	2
第 4 選挙長 -----	3
第 5 選挙管理室の設置 -----	3
第 6 立候補の届出 -----	3
第 7 選挙運動期間 -----	4
第 8 投票 -----	4
第 9 開票 -----	11
第 10 選挙会 -----	12
第 11 当選人の報告等 -----	13
第 12 選挙結果の公表 -----	14
第 13 選挙関係文書の保存 -----	14
(別紙1) 選挙日程表 -----	15
(別紙2) 投票区一覧表 -----	17
II 投票様式 -----	26
III 関係例規・法令	
1 地方公務員等共済組合法（抄） -----	31
2 東京都職員共済組合定款（抄） -----	32
3 東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程 -----	36
様式第1号から第9号 -----	40

〈凡 例〉

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 法 9(2)・(5) : | 地方公務員等共済組合法第9条第2項及び同条第5項 |
| 定款 10 : | 東京都職員共済組合定款第 10 条 |
| 規程 7 : | 東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程第7条 |

I 東京都職員共済組合組合会
令和4年互選議員選挙執行要領

東京都職員共済組合組合会令和4年互選議員選挙執行要領

東京都職員共済組合組合会の議員の任期が、令和4年11月30日をもって満了になることに伴い、地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第9条第2項の規定により、東京都職員共済組合組合会令和4年互選議員選挙（以下「選挙」という。）を実施する。

本要領は、当該選挙の執行に当たり、東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程（昭和51年東京都職員共済組合規程第13号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、作成するものである。

第1 選挙の期日 <定款10・12>

1 公告

令和4年10月14日（金曜日）

2 投票

令和4年11月11日（金曜日）

その他の日程は、「(別紙1) 選挙日程表」のとおり。

第2 選挙権・被選挙権を有する者 <定款9(1)・(3)・31、規程7(3)>

- 1 令和4年10月14日（金曜日）現在組合員であり、引き続き令和4年11月11日（金曜日）現在組合員である者とする。
- 2 法第140条第1項前段の規定により組合員であるものとされた者（継続長期組合員）は、転出したときの所属所を所属とする組合員とみなす。
- 3 法第144条の2第1項の規定により組合員とみなされた者（任意継続組合員）は、退職のときの所属所を所属とする組合員とみなす。
- 4 定款附則第7項の規定により、組合会議員であった者は被選挙権を有する。なお、その所属は、その者の退職の際属していた所属所とする。

第3 選挙の方法・選挙区等 <定款9(1)・(2)>

1 選挙の方法

互選議員は、各選挙区において、組合員が選挙する。

2 選挙区及び各選挙区において選挙すべき互選議員の定数

選挙区	範 囲	定数
第1区	知事部局（議会局及び各行政委員会等の事務局を含む。）、東京都が設立した法第141条の2から第141条の4までに規定する地方独立行政法人及び組合	3
第2区	特別区（特別区の一部事務組合を含む。）及び東京都後期高齢者医療広域連合	4
第3区	交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁	3

第4 選挙長 <定款11>

1 選挙長の設置

理事長が委嘱する選挙長1名を置く。

2 選挙長の職務

選挙長は、当該選挙に関する選挙の事務をつかさどる。

- (1) 立候補、立候補辞退、補充立候補等に係る届出の受理及び公告<定款13、規程3>
- (2) 投票管理者、開票管理者及び選挙会立会人の選任 <規程5(2)・12(2)・17>
- (3) 開票録等の受理、選挙会の開催及び当選人の決定 <規程18>
- (4) 選挙録の作成 <規程19(1)>
- (5) 理事長への当選人の報告及び投票用紙等の送致 <規程19(2)>

3 選挙長委嘱予定者

東京都総務局総務部長 猪口 太一

第5 選挙管理室の設置

選挙に関する業務を行うため、東京都職員共済組合事務局に「東京都職員共済組合組合会令和4年互選議員選挙管理室」(以下「選挙管理室」という。)を設置する。

[連絡先]

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎北塔38階

東京都職員共済組合事務局管理部総務課庶務担当

電話 直通 03(5320)7306

FAX 直通 03(5388)1800

第6 立候補の届出

1 届出方法 <定款13(1)・(2)、規程2(1)・(3)>

組合員又は組合会互選議員であった者で、互選議員に立候補しようとする者、及び組合員又は組合会互選議員であった者をその者の同意を得て互選議員候補者に推薦しようとする者は、「立候補(推薦)届(規程様式第1号)」に当該選挙区の組合員50人以上の推薦を証する「推薦者名簿(規程様式第2号)」を添えて、下記により選挙長に持参して届け出なければならない。

(1) 届出期間

令和4年10月17日(月曜日)から10月21日(金曜日)まで
午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

選挙管理室

2 立候補の辞退 <定款 1 3 (3)、規程 2 (2)・(3)>

(1) 締切日

令和 4 年 1 1 月 1 日 (火曜日)

(2) 選挙長への届出

互選議員候補者は、「候補者辞退届 (規程様式第 3 号)」により、上記(1)の締切日まで
に選挙長に届け出て、互選議員候補者たることを辞退することができる。

3 補充立候補の届出 <定款 1 3 (4)>

(1) 締切日

令和 4 年 1 1 月 4 日 (金曜日)

(2) 選挙長への届出

互選議員候補者が上記 1 の(1)に定める期間の経過後、その資格を失い、若しくは上記
2 により辞退又は死亡した場合で、立候補者がその選挙区の定数に満たない場合は、上
記「1 届出方法」の例により(1)で定める締切日までに立候補し又は推薦することがで
きる。

4 立候補者の通称名使用 <規程 2 (4)>

この選挙において、組合員原票に記載された氏名 (以下「本名」という。)に代えて、本
名以外の呼称で本名に代わるものとして、広く通用しているものを使用しようとする候補
者は、「通称使用届 (規程様式第 4 号)」に、当該事項を証する資料を添えて「立候補 (推
薦) 届 (規程様式第 1 号)」と併せて提出し、選挙長の認定を受けなければならない。

5 候補者に関する公告 <規程 3>

立候補又は立候補辞退の届出があったとき、若しくは候補者が組合員でなくなったため
候補者でなくなったときは、選挙長は直ちにその旨の公告をしなければならない。

第 7 選挙運動期間 <規程 2 1>

立候補届出の日から令和 4 年 1 1 月 1 0 日 (木曜日) まで

第 8 投 票

1 選挙区 <定款 1 4 (1)>

選挙は、選挙区ごとに投票によって行う。

2 投票を実施しない場合 <定款 1 4 (1)>

当該選挙区ごとの互選議員候補者の数が、当該選挙区の定数を超えないとき、又は超え
なくなったときは、その選挙区における投票は行わない。

3 投票方法 <定款 1 4 (2)>

投票は、組合員 1 人 1 票とし、単記無記名方式とする。(規程様式第 5 号)

4 投票区 <規程 4>

選挙区を区分して投票区を定める。投票区は「(別紙 2) 投票区一覧表」のとおり。

5 投票管理者 <規程 5>

選挙長は、投票区ごとに当該選挙区の組合員のうちから投票管理者を 1 人選任する。
投票管理者は、以下の選挙に関する事務を担当する。

- (1) 組合員名簿の確認・修正 <規程 7 (3)>
- (2) 不在者投票の受理 <規程 1 0 (2)>
- (3) 投票立会人の選任 <規程 6>
- (4) 投票所の設置及び管理 <規程 5 (3)>
- (5) 投票録の作成及び投票録等の送致 <規程 1 1>
- (6) 上記(1)～(5)以外の当該投票区の投票に関する事務全般 <規程 5 (3)>

6 組合員名簿 <規程 7 (3)>

(1) 組合員名簿

所属、氏名、性別等(当職員共済組合の令和 4 年 1 0 月 1 4 日現在の組合員情報により作成)が記載された「組合会互選議員選挙用『組合員の名簿』(以下「組合員名簿」という。))を選挙管理室から投票管理者に送付する。

(2) 継続長期組合員及び任意継続組合員の組合員名簿

継続長期組合員(特定法人等へ退職派遣となり、法第 1 4 0 条第 1 項前段の規定に基づき長期給付事業に関してのみ組合員であるとされる者)は転出時の所属所で、任意継続組合員(法第 1 4 4 条の 2 第 1 項の規定により、退職の際の任意加入により、短期給付事業及び福祉事業に関して引き続き組合員であるとみなされる者)は退職時の所属所で、それぞれ投票を行う。

ただし、その所属所が統廃合等となった場合は、組織を引き継いだ所属所で投票する。

継続長期組合員、任意継続組合員についても、上記(1)「組合員名簿」と同様の名簿を、選挙管理室から所属所ごとに送付する。

(3) 選挙で使用する組合員名簿の補正・報告

投票管理者は、組合員名簿に記載されている者が、令和 4 年 1 0 月 1 4 日(金曜日)(選挙期日等公告の日)現在、退職又は死亡等により組合員でなくなったときは、「補正理由」欄に次の補正例のように補正し、その写しを「登録組合員数報告書(投票様式 3)」とともに、選挙管理室に送付すること。

【「組合員名簿」の補正例】

組合員番号	組合員氏名 (カナ) 組合員氏名 (漢字)	補正理由欄に 理由を記入
00000000	〇〇—〇〇	○月▲日 退職
99999999	△△ △△	□月△日 退職 任意継続職員
11111111	□□—□□	△ 月 ○ 日 死亡退職

ア 報告期限

令和4年11月4日（金曜日）必着

イ 報告先

選挙管理室

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎38階北塔

東京都職員共済組合事務局管理部総務課庶務担当

FAX番号 03-5388-1800

管理部総務課組織端末 S9000059@section.metro.tokyo.jp

7 投票立会人 <規程6>

- (1) 投票管理者は、当該投票区の組合員のうちから投票立会人2人を選任し、投票に立ち会わせなければならない。
- (2) 投票管理者は、投票立会人を選任した場合、選挙の日前3日までに本人に通知する。
- (3) 投票立会人が投票所を開くべき時刻になっても2人に達しないとき、又はその後2人に達しなくなったときは、投票管理者は速やかに当該投票区の組合員のうちから2人に達するまで投票立会人を選任し、直ちに本人にこれを通知し、投票に立ち会わせる。

8 投票用紙<規程8>

投票用紙は、規程様式第5号のとおり。

9 投票所の設置・管理 <規程5(3)>

投票管理者は、投票所を設置し管理するに当たって、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 投票所は、当該投票区の組合員の利便を総合的に考慮して設置すること。
- (2) 入口に投票所である旨を明記し、常に投票所の秩序を保持すること。
- (3) 投票所の記載台の設置場所は、投票の秘密が保持されるようにすること。
- (4) 記載台から見やすいところに「候補者一覧表」を掲示すること。

10 投票所の開閉時間等 < 規程 9 >

投票所は、午前 9 時に開き、午後 3 時に閉じる。

ただし、投票管理者は、投票すべき組合員の投票が全て終了したことを確認したときは、午後 3 時前であっても投票所を閉じることができる。

11 投票所の運営

投票は、次の手続により、公正に執行しなければならない。

(1) 投票開始の宣言

投票管理者は、投票所を開くに当たり、開始の宣言を行う。

(2) 投票 < 定款 14 (2)、規程 7 >

組合員は、投票用紙を投票所で交付を受け、これに単記無記名方式により候補者氏名を自書し、二つ折にして組合員自ら互選議員選挙投票箱(以下「投票箱」という。)に入れなければならない。

(3) 組合員名簿（補正済の「組合員の名簿」）による投票者の確認

投票用紙は、組合員名簿により組合員の氏名等を照合確認し、この名簿の「投票用紙レ」欄に「レ」印を付けた後、当該組合員に交付しなければならない。

【「組合員名簿」の記入例】

NO	投票用紙	組合員番号	組合員氏名 (カナ) 組合員氏名 (漢字)	住所
	レ	00000000	〇〇 〇〇	

(4) 投票箱の確認

投票管理者は、投票立会人及び最初に投票する組合員に、投票箱の中に何も入っていないことを確認させた後、投票管理者及び 2 名の投票立会人が自署した「互選議員選挙投票箱封印（投票様式 1）」をもって封印しなければならない。

なお、旧投票様式 1 を使用する場合は取扱いも同様とする。

(5) 組合員の異動が発生した場合

組合員名簿に登録後、他の投票区の所属所に異動した者は、組合員名簿に登録された投票区において投票する。

(6) 投票所閉鎖の宣言

投票管理者は、投票所を閉じるに当たり、投票所の閉鎖を宣言する。

(7) 投票箱投入口の封印

投票所を閉じたとき、投票管理者は直ちに投票箱投入口を、投票管理者及び2名の投票立会人が自署した「互選議員選挙投票箱投入口封印（投票様式2）」によって封印しなければならない。

なお、旧投票様式2を使用する場合の取扱いも同様とする。

12 点字投票 < 規程7(2) >

(1) 点字投票の申し出

視覚に障がいのある組合員が点字投票をしようとするときは、投票管理者にその旨を申し出なければならない。

(2) 投票用紙への記載

投票管理者は、前記(1)の申し出があったときは、交付すべき投票用紙に点字投票である旨を記載し、投票管理者の署名を付して交付しなければならない。

(3) 投票録への点字投票者数の記載

投票管理者は、点字投票があったときは、投票録中の投票者数欄に、赤字で点字投票者数を再掲記載する。

13 不在者投票 < 規程10 >

(1) 不在者投票

組合員が次に掲げるアからウまでに該当し、選挙の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みの場合は、不在者投票をすることができる。

ア 公務のため出張し、又は遠隔地において職務に従事中であること。

イ 疾病、負傷、妊娠等のため、投票を行うことが困難であること。

ウ その他、投票管理者が特に必要と認める事由のあるとき。

(2) 投票管理者が必要と認める事由

(1)のウ「その他、投票管理者が特に必要と認める事由」とは、概ね次のような場合とする。

ア 職場が投票所から地理的に離れており、投票所へ行くことによって職務に支障があると認められるとき。

イ 交替制勤務、週休日の変更又は休日の代休日等の事由により、投票所が開かれている時間中に勤務しないとき。

ウ 投票日に休暇等が予定されているとき。

(3) 不在者投票のできる期間及び時間

令和4年11月5日（土曜日）から 令和4年11月10日（木曜日）まで

（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

午前9時から午後3時までの間とする。

(4) 不在者投票の手続

当該投票区の組合員から不在者投票の申し出があり、投票管理者が前記(1)のアからウまでに該当し選挙の当日、自ら投票所に行って投票することができない見込みであると認めるときは、次の順序で不在者投票を行う。

ア 組合員名簿の照合

組合員名簿により組合員氏名等を照合確認の上、「不在者投票レ」欄に「レ」印を付ける。

イ 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付

投票用紙と「不在者投票申出書（規程様式第6号）」を貼付けた「不在者投票用封筒（規程様式第6号の2）」を交付する。

【「組合員名簿」の記入例】

組合員番号	不在者投票レ	組合員氏名 (カナ) 組合員氏名 (漢字)	住所
00000000	レ	〇〇 〇〇	

ウ 不在者投票用紙の提出

不在者投票する組合員は、不在者投票申出書に必要事項を記載し、投票用紙を不在者投票用封筒に入れて封印した後、当該投票管理者に提出しなければならない。

エ 郵送及び交換便による不在者投票の受理期限

令和4年11月10日（木曜日）

郵送及び交換便による不在者投票については、上記ア及びイの手続に従い、上記の受理期限日までに到着したものに限り受理する。

オ 組合員名簿への追加記入

投票管理者は、不在者投票を受理したときは、組合員名簿の「不在者投票レ」欄の「レ」印を○で囲み確認したうえ、投票日まで厳重に保管する。

【「組合員名簿」の記入例】

組合員番号	不在者投票レ	組合員氏名 (カナ) 組合員氏名 (漢字)	住所
00000000	レ	〇〇 〇〇	

(5) 不在者投票用封筒の開封

投票管理者は、投票日（令和4年11月11日（金曜日））に以下の作業を行う。

- ア 封印した不在者投票用封筒と組合員名簿とを照合する。
- イ 「投票用紙レ欄」に、「レ」印を付ける。

【「組合員名簿」の記入例】				
NO	投票用紙	組合員番号	組合員氏名（カナ） 組合員氏名（漢字）	住所
	レ	00000000	〇〇 〇〇	

- ウ 上記イの作業後、不在者投票用封筒に貼付けてある不在者投票申出書を剥がす。
- エ 上記ウにより不在者投票申出書を剥がしたすべての不在者投票用封筒を一緒にし混合した上、投票立会人による立会いの下開封し、当該封筒に入っている投票用紙を投票箱に投入する。
- オ 不在者投票用封筒及び封筒から剥がした不在者投票申出書をそれぞれ別に整理し保管する。

14 投票終了後の措置 < 規程 11 >

(1) 投票録の作成

投票管理者は、投票が終了したときは、規程様式第7号による「東京都職員共済組合 組合会互選議員選挙投票録（以下「投票録」という。）」を作成し、投票立会人とともに、署名しなければならない。

(2) 開票管理者への書類送致

投票管理者は、次のアからクまでに掲げるものを令和4年11月11日（金曜日）中にすみやかに開票管理者宛、下記(3)に定める送致先まで送致する。

- ア 送付書（投票様式4）
- イ 投票録（規程様式第7号）
- ウ 封印済みの投票箱
- エ 組合員名簿（当共済組合が出力した組合員名簿に補記修正したもの）
- オ 使用済みの不在者投票申出書
- カ 使用済みの不在者投票用封筒
- キ 未使用の投票用紙
- ク 未使用の不在者投票用封筒

(3) 送致先

選挙管理室

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎北塔38階

東京都職員共済組合事務局管理部総務課庶務担当

第9 開 票

1 開票区・開票所

各選挙区に当該選挙区を単位とする開票区を定め、開票所を東京都職員共済組合事務局大会議室に設置する。

2 開票管理者 < 規程12 >

選挙長は、各選挙区に当該開票区の組合員のうちから開票管理者1人を選任する。

開票管理者は、次に定めるほか、開票に関する事務全般を担当する。

(1) 開票立会人の選任 < 規程13 >

(2) 開票録の作成 < 規程16 >

3 開票立会人 < 規程13 >

(1) 開票管理者は、当該開票区の組合員のうちから開票立会人5人を選任し、開票に立ち合わせなければならない。

(2) 立候補者は、当該選挙区の組合員のうちから本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者1人を定め、前項に定める開票立会人に推薦することができる。

(3) 前項に定める開票立会人として推薦された者が、5人を超えるときはくじ引きにより選任し、5人に達しないときは、開票管理者が当該選挙区の組合員のうちから選任する。

(4) 開票立会人が、開票を開始する時刻になっても5人に達しないとき、又はその後5人に達しなくなったときは、開票管理者は速やかに当該選挙区の組合員のうちから5人に達するまで開票立会人を選任し、直ちに本人に通知し、開票に立ち合わせることを。

4 開票

開票管理者は、開票立会人立会いのうえ投票箱を開き、開票立会人とともに各投票所の投票を混合して、投票の点検を行うこと。

5 開票の場合の投票効力の決定 < 規程14 >

投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。

その決定に当たって、以下「6 無効投票」の(1)から(6)のいずれにも該当せず、かつ、その投票した組合員の意思が明白である限りにおいて、その投票を有効とする。

6 無効投票 <規程 15>

次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 1枚の投票用紙に、2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- (3) 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職名、住所、所属又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- (4) 候補者でない者の氏名を記載したもの
- (5) 候補者の氏名を自書しないもの
- (6) 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

7 開票完了後の処理 <規程 16>

(1) 開票管理者は、開票が完了したときは、「東京都職員共済組合組合会互選議員選挙開票録（規程様式第8号）（以下「開票録」という。）」を作成し、開票立会人とともに署名しなければならない。

(2) 開票管理者は、以下の書類を、直ちに選挙長に送致する。

- ア 開票録
- イ 点検済みの投票用紙
- ウ 投票録
- エ 組合員名簿
- オ 使用済みの不在者投票申出書
- カ 使用済みの不在者投票用封筒
- キ 未使用の投票用紙
- ク 未使用の不在者投票用封筒

第10 選挙会

1 選挙会立会人 <規程 17>

(1) 選挙長は、当該選挙区の組合員のうちから選挙会立会人2人を選任し、選挙会に立ち合わせること。

(2) 選挙会の開始に当たり又は開始後終了までの間において、選挙会立会人が2人に達せず又は達しなくなったときは、選挙長は組合員のうちから2人に達するまで選挙会立会人を選任し、直ちに本人に通知し、選挙会に立ち合わせること。

2 選挙会 <規程 18>

(1) 選挙長は、開票管理者から開票録等の送致を受けたときは、選挙会を開き、選挙会立会人立会いのうえ、各候補者の得票総数を計算し、定款第15条の定めるところにより当選人を決定しなければならない。

【定款】

第15条 投票によって選挙を行う場合にあつては、当該選挙区において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、当該選挙区の互選議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票がなければならない。

2 前項の規定により当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

3 前条第一項ただし書の規定により投票を行わない場合にあつては、選挙長は、当該互選議員候補者をもって当選人と定めなければならない。

(2) 当該選挙区において、互選議員候補者の数が選挙すべき互選議員の定数を超えないため投票を行わない場合は、選挙の期日後3日以内に選挙会を開催し、定数を超えない互選議員候補者をもって当選人と決定する。

(3) 選挙長は、選挙会が終了したときは、「東京都職員共済組合組合会互選議員選挙録（規程様式第9号）（以下「選挙録」という。）」を作成し、必ず選挙会立会人とともに署名を行うこと。 <規程19(1)>

第11 当選人の報告等

1 当選人の報告 <定款16(1)、規程19(2)>

選挙長は、当選人が決定したときは、直ちに当選人の氏名及び所属部課名を理事長に報告するとともに、以下の書類を添えて、理事長に送致する。

- (1) 選挙録
- (2) 開票録
- (3) 点検済みの投票用紙
- (4) 投票録
- (5) 組合員名簿
- (6) 使用済みの不在者投票申出書
- (7) 使用済みの不在者投票用封筒
- (8) 未使用の投票用紙
- (9) 未使用の不在者投票用封筒

2 当選人の告知・公告 <定款16(2)>

上記1の報告があったときは、理事長は直ちに当選人にその旨を告知する。
また、当選人の氏名及び所属部課名を公告しなければならない。

第 12 選挙結果の公表 < 規程 20 >

理事長は、選挙長の報告及び送致された選挙録に基づき、以下の事項を公表するものとする。

- 1 当選人の氏名及び所属部課名（公告による）
- 2 有権者数、投票者数、有効投票数、無効投票数、候補者別得票数、棄権者数

第 13 選挙関係文書の保存 < 規程 22 >

理事長は、選挙長から送致された選挙録等の関係文書について、当該選挙に係る互選議員任期の期間保存しなければならない。

(別紙1) 選挙日程表

選 挙 日 程 表

月 日	事 項
10月14日（金曜日）	選挙期日等の公告(東京都公報への登載)
10月17日（月曜日）	立候補届出 受付開始
10月21日（金曜日）	受付締切
11月 1日（火曜日）	立候補辞退届 締切
11月 4日（金曜日）	立候補（補充） 締切
11月 5日（土曜日）	不在者投票 開始
11月10日（木曜日）	締切
11月11日（金曜日）	投票（即日開票）
11月14日（月曜日）	選挙会、当選人確定及び告知

(別紙2) 投票区一覧表

第1区 知事部局等

所属コード	所属名	郵便番号	所在地	電話番号	内線
政策企画局					
1	104200 政策企画局 総務部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1 第一本庁舎1階北側	03-5388-2113	21-117
2	104500 政策企画局 外務部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1 第一本庁舎1階南側	03-5388-2239	21-420
3	104700 政策企画局 戦略事業部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1 第一本庁舎3階北側	03-5388-2135	22-184
4	104800 政策企画局 政策部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1 第一本庁舎1階中央	03-5388-2182	21-337
5	104900 政策企画局 戦略広報部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1 第一本庁舎1階北側	03-5388-2231	21-541
6	105000 政策企画局 計画調整部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1 第一本庁舎1階北側	03-5388-2058	21-193
7	105100 政策企画局 オリピック・パラリンピック調整部	1638001	東京都新宿区 西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階中央	03-5320-7807	38-711
総務局					
1	300200 総務局 総務部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎 12階南側	03-5388-2314 24-121
2	300222 総務局 公文書館	1850024	東京都国分寺市 泉町2-2-2		042-313-8460
3	300300 総務局 人事部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎 13階南側	03-5388-2372 24-515
4	300500 総務局 行政部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎 13階北側	03-5388-2414 24-713
5	300800 総務局 統計部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎北8階	03-5388-2512 25-414
6	301500 総務局 総合防災部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎 11F	03-5388-2452 25-114
7	301800 総務局 人権部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎 13F中央	03-5388-2584 25-811
8	302700 総務局 大島支庁	1000101	東京都大島町 元町字オンシ222-1		04992-2-4411 8-4131-212
9	302800 総務局 三宅支庁	1001102	東京都三宅島 三宅村伊豆642		04994-2-1311 8-4161-212
10	302900 総務局 八丈支庁	1001492	東京都八丈町 大賀郷2466-2		04996-2-1111 115
11	303000 総務局 人事部 (人材支援事業団)	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一庁舎北塔37階	03-5388-7376 57-924
12	303200 総務局 小笠原支庁	1002101	東京都小笠原村 父島字西町		04998-2-2121 8-4181-212
13	305000 総務局 復興支援対策部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1 第一本庁舎13F		03-5388-2328 24-187
14	305010 総務局 地方公務員災害補償基金東京都支部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎北35階	03-5320-7362 57-612
15	306000 総務局 コンプライアンス推進部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎 12F北側	03-5388-2400 24-653
職員共済事務局					
1	400100 職員共済組合事務局 管理部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎北塔38階	03-5320-7308 57-132
2	400200 職員共済組合事務局 年金保険部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎北塔39階	03-5320-7322 57-214
3	400300 職員共済組合事務局 事業部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	(東京都庁第一本庁舎 北塔38階)	03-5320-7382 57-311
財務局					
1	600100 財務局 経理部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎 15FS	03-5388-2613 26-134
2	600200 財務局 主計部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎 15FC	03-5388-2662 26-313
3	600500 財務局 財産運用部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎17階北	03-5388-2692 26-412
4	600800 財務局 建築保全部	1638001	東京都新宿区 西新宿二丁目8番1号	第一本庁舎17階南	03-5388-2802 27-613
主税局					
1	800200 主税局 課税部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎北側22階	03-5388-2953 28-211
2	800300 主税局 徴収部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎南側23階	03-5388-3022 28-514
3	800700 主税局 総務部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎南側22階	03-5388-2923 28-126
4	800800 主税局 資産税部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎23階北側	03-5388-3002 28-412
5	801100 主税局 税制部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎中央22階	03-5388-2916 28-014
6	801500 主税局 千代田都税事務所	1018520	東京都千代田区 内神田2-1-12		03-3252-7141
7	801600 主税局 中央区都税事務所	1048558	東京都中央区 新富2-6-1		03-3523-2155
8	801700 主税局 港区都税事務所	1068560	東京都港区 麻布台3-5-6		03-5549-3800
9	801800 主税局 新宿都税事務所	1608304	東京都新宿区 西新宿7-5-8		03-3369-7151
10	801900 主税局 文京都税事務所	1128550	東京都文京区 春日1-16-21	総合庁舎	03-3812-3241
11	802000 主税局 台東都税事務所	1118606	東京都台東区 雷門1-6-1		03-3841-1271
12	802100 主税局 墨田都税事務所	1308608	東京都墨田区 業平一丁目7番4号		03-3625-5061 221
13	802200 主税局 江東都税事務所	1368533	東京都江東区 大島3-1-3		03-3637-7121
14	802300 主税局 品川都税事務所	1408716	東京都品川区 広町2-1-36	総合庁舎	03-3774-6666
15	802400 主税局 目黒都税事務所	1538937	東京都目黒区 上目黒2-19-15		03-5722-9001
16	802500 主税局 大田都税事務所	1440054	東京都大田区 新蒲田1-18-22		03-3733-2411 205
17	802600 主税局 世田谷都税事務所	1548577	東京都世田谷区 若林 4-22-13	世田谷区合同庁舎	03-3413-7111 214
18	802700 主税局 渋谷都税事務所	1510051	東京都渋谷区 千駄ヶ谷4-3-15		03-5422-8780 722
19	802800 主税局 中野都税事務所	1640001	東京都中野区 中野4-6-15		03-3386-1111
20	802900 主税局 杉並都税事務所	1668502	東京都杉並区 成田東5-39-11		03-3393-1171
21	803000 主税局 豊島都税事務所	1718506	東京都豊島区 西池袋1-17-1	合同庁舎	03-3981-1211
22	803100 主税局 北都税事務所	1148517	東京都北区 中十条1-7-8		03-3908-1171
23	803200 主税局 荒川都税事務所	1168586	東京都荒川区 東日暮里2-25-1		03-3802-8111
24	803300 主税局 板橋都税事務所	1738510	東京都板橋区 大山東町4-4-8		03-3963-2111
25	803400 主税局 練馬都税事務所	1768511	東京都練馬区 豊玉北6-13-10		03-3993-2261
26	803500 主税局 足立都税事務所	1238512	東京都足立区 西新井栄町2-8-15		03-5888-6211 324
27	803600 主税局 葛飾都税事務所	1248520	東京都葛飾区 立石5-13-1	総合庁舎	03-3697-7511
28	803700 主税局 江戸川都税事務所	1328551	東京都江戸川区 中央4-24-19		03-3654-2151
29	803900 主税局 八王子都税事務所	1928611	東京都八王子市 明神町3-19-2	合同庁舎	042-644-1111
30	804000 主税局 立川都税事務所	1900022	東京都立川市 錦町4-6-3	合同庁舎	042-523-3171
31	804500 主税局 都税総合事務センター	1760012	東京都練馬区 豊玉北6-13-10	練馬都税事務所4階	03-5946-6802
中央卸売市場					
1	1601100 中央卸売市場	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第一本庁舎南塔39階	03-5320-5723 44-145
2	1601600 中央卸売市場 大田市場	1430001	東京都大田区 東海3-2-1		03-3790-8301
3	1602100 中央卸売市場 肉肉市場	1080075	東京都港区 港南2-7-19		03-5479-0655
4	1603100 中央卸売市場 豊洲市場	1350061	東京都江東区 豊洲4-6-1	管理施設6階 東京都事務所	03-3520-8214
建設局					
1	1700200 建設局 公園緑地部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎 5F	03-5320-5363 41-211
2	1700400 建設局 河川部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎 6F	03-5320-5402 41-411
3	1700900 建設局 用地部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎 6F	03-5320-5252 40-311
4	1701000 建設局 総務部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎 5F	03-5320-5221 40-111
5	1701200 建設局 道路管理部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎 7F	03-5320-5273 40-411
6	1701300 建設局 道路建設部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎 7F	03-5320-5313 40-613
7	1701500 建設局 第一建設事務所	1040044	東京都中央区 明石町2-4		03-3542-0682 Sep-21
8	1701600 建設局 第二建設事務所	1400005	東京都品川区 広町2-1-36	品川総合庁舎	03-3774-0313 61-129
9	1701700 建設局 第三建設事務所	1640001	東京都中野区 中野4-6-1	中野総合庁舎	03-3387-5132 61-213
10	1701800 建設局 第四建設事務所	1700005	東京都豊島区 南大塚2-36-2		03-5978-1703 Sep-24
11	1701900 建設局 第五建設事務所	1240023	東京都葛飾区 東新小岩1-14-11		03-3692-4574
12	1702000 建設局 北多摩西部建設事務所	1830006	東京都府中市 緑町1-27-1		042-330-1802 Sep-32
13	1702800 建設局 西部公園緑地事務所	1800005	東京都武蔵野市 湖光山1-17-59		0422-47-0218 61-229
14	1703100 建設局 江東治水事務所	1240023	東京都葛飾区 東新小岩1-14-11		03-3692-4832
15	1703800 建設局 第八建設事務所	1200025	東京都足立区 千住東二丁目10番10号		03-3882-1152
16	1703900 建設局 西多摩建設事務所	1980042	東京都青梅市 東青梅3-20-1		0428-22-7210 61-217
17	1704000 建設局 南多摩西部建設事務所	1920046	東京都八王子市 明神町3-19-2	八王子合同庁舎	0426-43-2604 Sep-25
18	1704300 建設局 北多摩北部建設事務所	1900023	東京都立川市 柴崎町2-15-19		042-540-9501 Sep-33
19	1704700 建設局 南多摩東部建設事務所	1940021	東京都町田市 中町1-31-12		042-720-8622 61-218
20	1705000 建設局 東部公園緑地事務所	1100007	東京都台東区 上野公園7-47		03-3821-6141
21	1705900 建設局 三環状道路整備推進部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎 6F	03-5320-5176 40-912
22	1706000 建設局 土木技術支援・人材育成センター	1360075	東京都江東区 新砂1-9-15		03-5683-1513
港湾局					
1	1903100 港湾局 総務部	1638001	東京都新宿区 西新宿2-8-1	第二本庁舎 9F	03-5320-5523 43-132

6	70501500	(地独) 東京都立病院機構 豊島病院	1730015	東京都板橋区	柴町33-1		03-5375-1234	
7	70501600	(地独) 東京都立病院機構 荏原病院	1450065	東京都大田区	東雪谷4-5-10		03-5734-8000	1205
8	70501700	(地独) 東京都立病院機構 墨東病院	1300022	東京都墨田区	江東橋4-23-15		03-3633-6151	2018
9	70501800	(地独) 東京都立病院機構 多摩総合医療センター	1830042	東京都府中市	武蔵台2-8-29		042-323-5111	2554
10	70501900	(地独) 東京都立病院機構 多摩北部医療センター	1898511	東京都東村山市	青葉町1-7-1		042-396-3811	2102
11	70502000	(地独) 東京都立病院機構 東部地域病院	1258512	東京都葛飾区	亀有5-14-1		03-5682-5111	2204
12	70502100	(地独) 東京都立病院機構 多摩南部地域病院	2060036	東京都多摩市	中沢2-1-2		042-338-5111	2213
13	70502200	(地独) 東京都立病院機構 神経病院	1830042	東京都府中市	武蔵台2-6-1		042-323-5110	3215
14	70502300	(地独) 東京都立病院機構 小児総合医療センター	1830042	東京都府中市	武蔵台2-8-29		042-300-5111	3421
15	70502400	(地独) 東京都立病院機構 松沢病院	1560057	東京都世田谷区	上北沢2-1-1		03-3303-7211	1027
16	70502500	(地独) 東京都立病院機構 がん検診センター	1830042	東京都府中市	武蔵台2-9-2		042-327-0201	2208
17	70509900	(地独) 東京都立病院機構 法人本部	1638001	東京都新宿区	西新宿2-8-1 都庁第1本庁舎24階南		03-5577-2139	

第2区 特別区等		所属コード	所属名	郵便番号	所在地	電話番号	内線
千代田区		1	4800000 千代田区役所	1028688	東京都千代田区 九段南1-2-1	6階 政務課庶務人事課給付・厚生係	03-5211-4153
中央区		1	4900000 中央区役所	1040045	東京都中央区 築地1-1-1		03-3546-5251
		2	4901000 中央区 中央清掃事務所	1040031	東京都中央区 京橋1-19-6		03-3562-1522
港区		1	5000000 港区役所	1050011	東京都港区 芝公園1-5-25		03-3578-2118
新宿区		1	5100000 新宿区役所	1608484	東京都新宿区 歌舞伎町1-4-1		03-5273-4058
文京区		1	5200000 文京区役所	1120003	東京都文京区 春日1-16-21		03-5803-1146
台東区		1	5300000 台東区役所	1108615	東京都台東区 東上野4-5-6		03-5246-1062
		2	5301000 台東区 台東清掃事務所	1110024	東京都台東区 今戸1-6-26		03-3876-5771
墨田区		1	5400000 墨田区役所	1300001	東京都墨田区 吾妻橋1-23-20		03-5608-6248
江東区		1	5500000 江東区役所	1358383	東京都江東区 東陽4-11-28		03-3647-5511
		2	5501000 江東区 江東区教育委員会	1358383	東京都江東区 東陽4-11-28	庶務課学校職員係	03-3647-9172
		3	5502000 江東区 江東清掃事務所	1350052	東京都江東区 湖見一丁目二十九番七号		03-3644-6216
品川区		1	5600000 品川区役所	1408715	東京都品川区 広町2-1-36	人事課職員厚生係	03-5742-6632 3152
目黒区		1	5700000 目黒区役所	1538573	東京都目黒区 上目黒2-19-15		03-5722-9376
大田区		1	5800000 大田区役所	1448621	東京都大田区 蒲田5丁目13番地14号		03-5744-1158
世田谷区		1	5900000 世田谷区役所	1548504	東京都世田谷区 世田谷4-21-27		03-5432-1111 2114
		2	5901000 世田谷区教育委員会	1548504	東京都世田谷区 世田谷4-21-27		03-5432-1111 2676
		3	5902000 世田谷区 世田谷清掃事務所	1540011	東京都世田谷区 上馬5-21-13		03-3425-3111
		4	5903000 世田谷区 玉川清掃事務所	1580092	東京都世田谷区 野毛1丁目3番7号		03-3703-2638
		5	5904000 世田谷区 砧清掃事務所	1560056	東京都世田谷区 八幡山2-7-1		03-3290-2151
渋谷区		1	6000000 渋谷区役所	1508010	東京都渋谷区 宇田川町1-1		03-3463-1379
中野区		1	6100000 中野区役所	1648501	東京都中野区 中野4-8-1	総務部職員課福利・健康管理係	03-3228-8896
杉並区		1	6200000 杉並区役所	1668570	東京都杉並区 阿佐谷南1-15-1	人事課給与福利係 5F	03-3312-2111 1524
豊島区		1	6300000 豊島区役所	1718422	東京都豊島区 南池袋二丁目4番51号		03-3981-4534 2556
北区		1	6400000 北区役所	1148508	東京都北区 王子本町1-15-22		03-3908-8037
荒川区		1	6500000 荒川区役所	1168501	東京都荒川区 荒川2-2-3		03-3802-3111
板橋区		1	6600000 板橋区役所	1738501	東京都板橋区 板橋2-6-6-1		03-3579-2076
		2	6602000 板橋区 板橋東清掃事務所	1740042	東京都板橋区 東坂下2-20-9		03-3969-3721
		3	6603000 板橋区 板橋西清掃事務所	1750083	東京都板橋区 徳丸1-16-1		03-3936-7441
練馬区		1	6700000 練馬区役所	1768501	東京都練馬区 豊玉北6-12-1		5984-5789 5672
足立区		1	6800000 足立区役所	1208510	東京都足立区 中央本町1-17-1		03-3880-5252
		2	6803000 足立区 足立清掃事務所	1210801	東京都足立区 東伊興3-23-9		03-3853-2141
葛飾区		1	6900000 葛飾区役所	1240012	東京都葛飾区 立石5-13-1	第2厚生棟2階 人事課給与福利係	03-3695-1111 2125
江戸川区		1	7000000 江戸川区役所	1328501	東京都江戸川区 中央1-4-1		03-5662-1004
		2	7001000 江戸川区教育委員会	1328501	東京都江戸川区 中央1-4-1	教育推進課教職員係 4F	03-5662-1622
特別区人事厚生事務組合		1	57100000 特別区人事厚生事務組合	1020072	東京都千代田区 飯田橋3-5-1	東京区政会館内	03-5210-9934
特別区競馬組合		1	57200000 特別区競馬組合	1400012	東京都品川区 勝島2-1-2	大井競馬場内	03-3763-2985 366
東京二十三区清掃一部事務組合		1	58600000 東京二十三区清掃一部事務組合	1020072	東京都千代田区 飯田橋3-5-1	東京区政会館内	03-6238-0657
		2	58600052 東京二十三区清掃一部事務組合 中央清掃工場	1040053	東京都中央区 晴海5-2-1		03-3532-5341
		3	58600053 東京二十三区清掃一部事務組合 港清掃工場	1080075	東京都港区 港南5-7-1		03-5479-5300
		4	58600057 東京二十三区清掃一部事務組合 北清掃工場	1150042	東京都北区 志茂1-2-36		03-3598-5341
		5	58600058 東京二十三区清掃一部事務組合 品川清掃工場	1400003	東京都品川区 八潮1-4-1		03-3799-5353
		6	58600060 東京二十三区清掃一部事務組合 目黒清掃工場	1530062	東京都目黒区 三田2-19-43		03-5860-7185
		7	58600061 東京二十三区清掃一部事務組合 大田清掃工場	1430003	東京都大田区 京浜島3-6-1		03-3799-5311
		8	58600062 東京二十三区清掃一部事務組合 世田谷清掃工場	1570074	東京都世田谷区 大蔵1-1-1		03-3416-5355
		9	58600063 東京二十三区清掃一部事務組合 千歳清掃工場	1560056	東京都世田谷区 八幡山2-7-1		03-3302-2590
		10	58600064 東京二十三区清掃一部事務組合 渋谷清掃工場	1500011	東京都渋谷区 東1-35-1		03-3498-5311
		11	58600065 東京二十三区清掃一部事務組合 多摩川清掃工場	1460092	東京都大田区 下丸子2-33-1		03-3757-5383
		12	58600066 東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場	1680072	東京都杉並区 高井戸東3-7-6		03-3334-5301
		13	58600067 東京二十三区清掃一部事務組合 豊島清掃工場	1700012	東京都豊島区 上池袋2-5-1		03-3910-5300
		14	58600068 東京二十三区清掃一部事務組合 板橋清掃工場	1750082	東京都板橋区 高島平9-48-1		03-5945-5341
		15	58600069 東京二十三区清掃一部事務組合 練馬清掃工場	1770032	東京都練馬区 谷原6-10-11		03-3995-5311
		16	58600071 東京二十三区清掃一部事務組合 墨田清掃工場	1310042	東京都墨田区 墨田田1-10-23		03-3613-5311
		17	58600072 東京二十三区清掃一部事務組合 有明清掃工場	1350063	東京都江東区 有明2-3-10		03-3529-3751
		18	58600073 東京二十三区清掃一部事務組合 新江東清掃工場	1360081	東京都江東区 夢の島3-1-1		03-5569-5341
		19	58600074 東京二十三区清掃一部事務組合 足立清掃工場	1210812	東京都足立区 西保木間4丁目7番1号		03-3859-4475
		20	58600075 東京二十三区清掃一部事務組合 葛飾清掃工場	1250032	東京都葛飾区 水元1-20-1		03-5660-5389
		21	58600077 東京二十三区清掃一部事務組合 光が丘清掃工場	1790072	東京都練馬区 光が丘5-3-1		03-5967-1356
		22	58600080 東京二十三区清掃一部事務組合 中防犯施設管理事務所	1350064	東京都江東区 青海二丁目地先		03-3599-5310
東京都後期高齢者医療広域連合		1	58700000 東京都後期高齢者医療広域連合	1020072	東京都千代田区 飯田橋3-5-1	東京区政会館15階	03-3222-4479

78	8505707	東京消防庁	江戸川消防署	1320021	東京都江戸川区	中央2-9-13		03-3656-0119	
79	8505708	東京消防庁	葛西消防署	1340083	東京都江戸川区	中葛西1-29-1		03-3689-0119	
80	8505709	東京消防庁	小岩消防署	1330073	東京都江戸川区	鹿骨2-42-11		03-3677-0119	
81	8505801	東京消防庁	立川消防署	1900015	東京都立川市	泉町1156-1		042-526-0119	
82	8505807	東京消防庁	武蔵野消防署	1800001	東京都武蔵野市	吉祥寺北町4-6-1		0422-51-0119	
83	8505810	東京消防庁	三鷹消防署	1810013	東京都三鷹市	下連雀九丁目2番17号		0422-47-0119	231
84	8505812	東京消防庁	府中消防署	1830056	東京都府中市	寿町1丁目5番地		042-366-0119	
85	8505813	東京消防庁	昭島消防署	1960003	東京都昭島市	松原町1-14-1		042-545-0119	
86	8505814	東京消防庁	調布消防署	1820034	東京都調布市	下石原一丁目16番地1		042-486-0119	232
87	8505815	東京消防庁	小金井消防署	1840004	東京都小金井市	本町6-6-1		042-384-0119	
88	8505816	東京消防庁	小平消防署	1870042	東京都小平市	仲町21		042-341-0119	
89	8505818	東京消防庁	東村山消防署	1890023	東京都東村山市	美住町2-28-16		042-391-0119	
90	8505819	東京消防庁	国分寺消防署	1850011	東京都国分寺市	本多1-7-15		042-323-0119	
91	8505822	東京消防庁	狛江消防署	2010003	東京都狛江市	和泉本町1-23-10		03-3480-0119	
92	8505823	東京消防庁	北多摩西部消防署	2070023	東京都東大和市	上北台一丁目956番地の1		042-565-0119	231
93	8505825	東京消防庁	清瀬消防署	2040012	東京都清瀬市	中清戸二丁目852番6		042-491-0119	235
94	8505827	東京消防庁	東久留米消防署	2030052	東京都東久留米市	幸町3-4-34		042-471-0119	
95	8505831	東京消防庁	西東京消防署	2020013	東京都西東京市	中町1-1-6		042-421-0119	
96	8505901	東京消防庁	八王子消防署	1920902	東京都八王子市	上野町33番地		042-625-0119	
97	8505911	東京消防庁	青梅消防署	1980031	東京都青梅市	師岡町3-2-5		0428-22-0119	
98	8505914	東京消防庁	町田消防署	1940032	東京都町田市	本町田2380番地3		042-794-0119	232
99	8505916	東京消防庁	日野消防署	1910016	東京都日野市	神明2-14番地の3		042-581-0119	
100	8505919	東京消防庁	福生消防署	1970003	東京都福生市	熊川722番1号		042-552-0119	232
101	8505920	東京消防庁	多摩消防署	2060024	東京都多摩市	諏訪一丁目69番地		042-375-0119	231
102	8505926	東京消防庁	秋川消防署	1900142	東京都あきる野市	伊奈466		042-595-0119	
103	8505930	東京消防庁	奥多摩消防署	1980212	東京都西多摩郡	氷川952		0428-83-2299	

Ⅱ 投票様式

(投票様式1)

互選議員選挙投票箱封印

投票管理者	投票立会人	投票立会人

(日本産業規格B列7番)

(投票様式2)

互選議員選挙投票箱投入口封印

投票管理者	投票立会人	投票立会人

(日本産業規格B列7番)

(投票様式3)

登録組合員数報告書

当投票区において組合員名簿に登録した人数は、

_____ 人です。

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在)

_____ 年 _____ 月 _____ 日

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙管理室あて

投票所名

投票管理者

※この報告書は、令和4年11月4日（金）までに到着するようにしてください。

(投票様式4)

送 付 書

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 投 票 録 | 通 |
| 2 | 投 票 箱 | 個 |
| 3 | 組 合 員 名 簿 | 冊 |
| 4 | 使用済の不在者投票申出書及び封筒 | 枚 |
| 5 | 未使用の投票用紙 | 枚 |
| 6 | 未使用の不在者投票申出書及び封筒 | 枚 |

上記のとおり送付します。

なお、回収できない
投 票 用 紙 枚
不 在 者 投 票 申 出 書 及 び 封 筒 枚
がありました。

年 月 日

東京都職員共済組合組合会「令和4年互選議員選挙管理室」あて

投 票 所 名

投 票 管 理 者

Ⅲ 關係例規・法令

地方公務員等共済組合法（抄）

（昭和三十七年九月八日）

（法律第百五十二号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 常時勤務に服することを要する地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十七条第二項に規定する休職の処分を受けた者、同法第二十九条第一項に規定する停職の処分を受けた者、法律又は条例の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとする。)をいう。

（組合会）

第九条 組合会は、二十人以内の議員をもつて組織する。ただし、政令で定める場合に該当する市町村職員共済組合の組合会にあつては、二十人をこえ、三十人以内の議員をもつて組織することができる。

- 2 都職員共済組合等の組合会の議員は、それぞれ半数を、都知事若しくは指定都市の市長が組合員のうちから任命し、又は組合員が組合員のうちから選挙する。
- 3 市町村職員共済組合の組合会の議員は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。
- 4 都市職員共済組合の組合会の議員については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「都知事若しくは指定都市の市長」とあるのは、「当該都市職員共済組合に係る市の長(二以上の市の職員をもつて組織する都市職員共済組合にあつては、当該二以上の市の長が協議して定める市長)」と読み替えるものとする。
- 5 議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、又は市町村長以外の組合員である議員が組合員の資格を失つたときは、議員の職を失う。
- 7 組合会は、理事長が招集する。組合会の議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事件を示して組合会の招集を請求したときは、理事長は、組合会を招集しなければならない。
- 8 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。
- 9 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第十二条第一項後段の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行なう者がその職務を行なう。
- 10 前各項に定めるもののほか、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

東京都職員共済組合定款（抄）

昭和三七年一二月一日
公告

第二章 組合会

（組合会の名称）

第六条 法第六条の規定に基づき組合に置く組合会は、東京都職員共済組合組合会(以下「組合会」という。)という。

（議員の定数）

第七条 組合会の議員(以下「議員」という。)の定数は、二十人とする。

（議員の任期）

第八条 東京都知事(以下「知事」という。)が任命する議員(以下「任命議員」という。)の任期は、当該任命の日から起算する。

2 組合員が選挙する議員(以下「互選議員」という。)の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、選挙の日から起算する。

（選挙区）

第九条 互選議員は、各選挙区において、組合員が選挙する。

2 前項の選挙区及び各選挙区において選挙すべき互選議員の定数は、次のとおりとする。

選挙区	範囲	定数
第一区	知事部局(議会局及び各行政委員会等の事務局を含む。)、東京都が設立した法第四百四十一条の二から第四百四十一条の四までに規定する地方独立行政法人及び組合	三
第二区	特別区(特別区の一部事務組合を含む。)及び東京都後期高齢者医療広域連合	四
第三区	交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁	三

3 前項の規定の適用については、法第四百四十四条の二第一項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの所属所に所属する職員である組合員とみなす。

(選挙の時期)

第十条 互選議員の選挙は、前任の議員の任期満了の日前二十日以内に行う。ただし、特別の事情のある場合においては、前任の議員の任期満了の日後十日以内に行う。

(選挙長)

第十一条 各選挙ごとに選挙長一名を置く。

- 2 選挙長は、理事長が委嘱する。
- 3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

(選挙の公告)

第十二条 理事長は、各選挙区ごとに、選挙すべき互選議員の数、選挙の日時及び場所並びに選挙長となる者の職氏名を少なくとも選挙の日前二十日までに公告しなければならない。

(立候補の届出等)

第十三条 組合員で互選議員候補者となろうとする者及び組合員をその者の同意を得て互選議員候補者に推せんしようとする組合員は、前条に定める公告のあつた日後七日以内に、選挙長に届け出なければならない。この場合においては、第九条第三項の規定を準用する。

- 2 前項の届出をする場合にあつては、当該選挙区に属する組合員五十人以上の推せんを必要とする。
- 3 互選議員候補者は、選挙の日前十日までに、選挙長に届け出て、互選議員候補者たることを辞退することができる。
- 4 互選議員候補者が、第一項に定める期間の経過後、その資格を失い、若しくは前項の規定によつて辞退したとき又は死亡したときは、選挙の日前七日までに第一項及び第二項の例により、立候補し又は推せんすることができる。

(投票)

第十四条 選挙は、投票によつて行う。ただし、互選議員候補者の数が当該選挙区において選挙すべき互選議員の数を超えないとき、又は超えなくなつたときは、その選挙区における投票は行わない。

- 2 前項本文の投票は、一人一票とし、単記無記名方式とする。

(当選人)

第十五条 投票によつて選挙を行う場合にあつては、当該選挙区において有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。ただし、当該選挙区の互選議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票がなければならない。

- 2 前項の規定により当選人を定めるにあたり、得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。
- 3 前条第一項ただし書の規定により投票を行わない場合にあつては、選挙長は、当該互選議員候補者をもつて当選人と定めなければならない。

(当選人の報告等)

第十六条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属部課名を理事長に報告

しなければならない。

- 2 前項の報告があつたときは、理事長は直ちに当選人にその旨を告知し、かつ、当選人の氏名及び所属部課名を公告しなければならない。

(再選挙)

第十七条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙区において選挙すべき互選議員の数に達しないときは、当該選挙の日から六十日以内に再選挙を行う。

(繰上補充及び補欠選挙)

第十八条 互選議員の欠員が当該議員の選挙の日から三箇月以内に生じた場合において、第十五条第一項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、これらの者のうちから最多数の得票を得た者を当選人に定めなければならない。

- 2 前項の規定により補充することができるもののほか、互選議員に欠員を生じたときは、その日から六十日以内に補欠選挙を行う。
- 3 前条及び前項の規定にかかわらず、補欠選挙又は補欠選挙の再選挙を行うべき事由が互選議員の任期が満了する前六箇月以内に生じたときは、当該補欠選挙又は補欠選挙の再選挙は行わない。ただし、互選議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

(選挙の実施に関し必要な事項)

第十九条 この定款に規定するものを除くほか、互選議員の選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

第四章 組合員

(組合員の範囲)

第三十一条 組合は、次に掲げるものをもつて組合員とする。

- 一 法第二条第一項第一号に規定する職員で、都及び特別区に属するもの。ただし、法及びこれに基づく政令の規定により他の組合に加入することとなるものを除く。
- 一の二 法第三条第三項の規定により組合員となるものとされた者
- 二 法第三条第四項の規定により組合員となるものとされた者
- 三 法第四百十条第一項の規定により組合員であるものとされた者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第十一条の規定により法第四百十条第一項に規定する公庫等職員とみなして同条(第三項を除く。)の規定を適用するものとされた者
- 四 法第四百十一条第一項に規定する組合職員
- 五 法第四百十一条の二から第四百十一条の四までの規定により職員とみなされ、法の適用を受ける者
- 六 法第四百十四条の二第一項の規定により組合員であるものとみなされた者
- 七 公益的法人等派遣法第七条第二項の規定により組合員であるものとされた者

附 則

- 1 この定款は、昭和三十七年十二月一日から施行する。
- 7 昭和四十九年六月二十五日から当分の間、第九条第一項の規定の適用については、「組合員が」とあるのは「組合員が当該組合員の属する選挙区に属する組合員及び組合会議員であつた者でその者の退職の際当該組合員の属する選挙区に属していた者のうちから」とする。

○東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程

昭和五一年一〇月七日
職員共済組合規程第一三号

(趣旨)

第一条 この規程は、東京都職員共済組合定款(昭和三十七年十二月一日公告。以下「定款」という。)第十九条の規定に基づき、東京都職員共済組合組合会の互選議員の選挙の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(立候補の届出)

第二条 定款第十三条第一項又は同条第四項の規定に基づく立候補の届出は、別紙第一号様式による立候補(推薦)届に別紙第二号様式による推薦者名簿を添付しなければならない。

- 2 候補者たることを辞退しようとするときは、別紙第三号様式による候補者辞退届によつて届け出なければならない。
- 3 前二項の届出は、土曜日、日曜日及び休日を除き、午前九時から午後五時までの間にしなければならない。
- 4 この選挙において、組合員原票に記載された氏名(以下「本名」という。)に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているものを使用しようとする候補者は、別紙第四号様式による通称使用届を第一項の届出書に併せて提出するとともに、当該事項を証するに足りる資料を提示し、選挙長の認定を受けなければならない。

(候補者に関する公告)

第三条 立候補若しくは立候補辞退の届出があつたとき、又は候補者が組合員でなくなつたため候補者でなくなつたときは、選挙長は直ちにその旨を公告しなければならない。

(投開票区)

第四条 投開票区は選挙執行要領で定める。

(投票管理者)

第五条 各投票区に投票管理者を置く。

- 2 投票管理者は、当該投票区の組合員のうちから選挙長が選任する。
- 3 投票管理者は、当該投票区の投票に関する事務を担当する。

(投票立会人)

第六条 投票管理者は、当該投票区の組合員のうちから投票立会人二人を選任し、投票に

立会わせなければならない。

(投票)

第七条 組合員は、組合員名簿の対照を経て投票用紙の交付を受け、これに候補者の氏名を自書し、自ら投票箱に入れなければならない。

2 投票に関する記載については、点字は文字とみなす。

3 第一項の組合員名簿には、定款第十二条による選挙の期日等の公告の日現在の組合員を登録するものとする。

(投票用紙)

第八条 投票用紙は、別紙第五号様式によつて調製しなければならない。

(投票所の開閉時間)

第九条 投票所は、午前九時に開き、午後三時に閉じる。ただし、当該投票所において投票すべき者の全員が投票を終了したときは、午後三時より前であつても閉じることができる。

(不在者投票)

第十条 組合員が次に掲げる各号の一に該当するため、選挙の当日、自ら投票所に行つて投票することができない見込みのときは、定款第十三条第四項に規定する期限の翌日から投票日の前日までの間不在者投票をすることができる。

一 公務のため出張し、又は遠隔地において職務に従事中であること。

二 疾病、負傷、妊娠等のため、投票を行うことが困難であること。

三 その他、投票管理者が特に必要と認める事由のあるとき。

2 前項による投票を行う場合は、別紙第六号様式による不在者投票申出書の所要欄に必要事項を記載し、当該申出書にはり付けられた別紙第六号様式の二による不在者投票用封筒に投票用紙を入れて封いんした後、当該投票管理者に提出しなければならない。

(投票録)

第十一条 投票管理者は、投票が終了したときは、別紙第七号様式による東京都職員共済組合組合会互選議員選挙投票録(以下「投票録」という。)を作成し、投票立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除くほか、投票管理者は、投票録に投票箱、当該選挙に使用した組合員名簿、不在者投票申出書及び不在者投票用封筒を添えて、直ちに開票管理者に送致しなければならない。

(開票管理者)

第十二条 各開票区に開票管理者を置く。

- 2 開票管理者は、当該開票区の組合員のうちから選挙長が選任する。
- 3 開票管理者は、当該開票区の開票に関する事務を担当する。

(開票立会人)

第十三条 開票管理者は、当該開票区の組合員のうちから開票立会人五人を選任し、開票に立会わせなければならない。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第十四条 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければならない。その決定に当たっては、第十五条の規定に反しない限りにおいて、その投票した組合員の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

(無効投票)

第十五条 次の投票は、無効とする。

- 一 正規の用紙を用いないもの
- 二 一投票中に二人以上の候補者の氏名を記載したもの
- 三 候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職名、住所、所属又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 四 候補者でない者の氏名を記載したもの
- 五 候補者の氏名を自書しないもの
- 六 候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

(開票録)

第十六条 開票管理者は、開票が完了したときは、別紙第八号様式による東京都職員共済組合組合会互選議員選挙開票録(以下「開票録」という。)を作成し、開票立会人とともにこれに署名しなければならない。

- 2 開票管理者は、開票録に点検済みの投票、投票録、組合員名簿、不在者投票申出書及び不在者投票用封筒を添えて、直ちに選挙長に送致しなければならない。

(選挙会立会人)

第十七条 選挙長は、当該選挙区の組合員のうちから選挙会立会人二人を選任し、選挙会に立会わせなければならない。

(選挙会)

第十八条 選挙長は、開票管理者から第十六条第二項の規定による開票録等の送致を受けたときは、選挙会を開き、選挙会立会人立会いのうえ、各候補者の得票総数を計算し、定款第十五条の定めるところにより当選人を決定しなければならない。候補者の数が当該選挙区において選挙すべき互選議員の定数を超えないときも同様とする。

(選挙録)

第十九条 選挙長は、選挙会が終了したときは、別紙第九号様式による東京都職員共済組合組合会互選議員選挙選挙録(以下「選挙録」という。)を作成し、選挙会立会人とともにこれに署名しなければならない。

2 選挙長は、定款第十六条第一項による当選人の報告をするとともに、選挙録に開票録、点検済みの投票用紙、投票録、組合員名簿、不在者投票申出書及び不在者投票用封筒を添えて、理事長に送致しなければならない。

(選挙結果の公表)

第二十条 理事長は、選挙長の報告及び送致された選挙録に基づき、次の各号に定める事項を公表するものとする。

- 一 当選人の氏名及び所属部課名
- 二 有権者数、投票者数、有効投票数、無効投票数、候補者別得票数及び棄権者数

(選挙運動期間)

第二十一条 選挙運動は、定款第十三条第一項又は同条第四項の規定による立候補の届出の日から投票日の前日まででなければすることができない。

(選挙関係文書の保存)

第二十二条 理事長は、第十九条の規定に基づき選挙長から送致された選挙録等の関係文書を、当該選挙に係る互選議員の任期間保存しなければならない。

(選挙執行要領の作成)

第二十三条 理事長は、この規程に定めるもののほか、選挙の執行に関し、その都度、選挙執行要領を作成しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

立候補(推薦)届(第 選挙区)

候補者 ふりがな 氏名	
生年月日	年 月 日
所属	局 部 課 区 所
職名	
選挙	年 月 日執行 東京都職員共済組合組合会互選議員選挙
添付書類	推薦者名簿
<p>上記のとおり、立候補(推薦)の届出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 氏 名</p> <p>選挙長 殿</p>	
<p style="text-align: center;">承 諾 書</p> <p>上記選挙の候補者となることを承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所 属 氏 名</p>	

(日本産業規格A列4番)

様式第2号 (第2条関係)

推 薦 者 名 簿

候補者氏名

所 属	職 名	組 合 員	
		番 号	氏 名
			5
			10
			15
			20

(日本産業規格A列4番)

様式第3号 (第2条関係)

候 補 者 辞 退 届

候 補 者	
選 挙	年 月 日執行 東京都職員共済組合組合会互選議員選挙
理 由	
<p>上記のとおり、候補者辞退の届出をします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">候補者氏名</p> <p style="text-align: left; margin-left: 100px;">選挙長 殿</p>	

(日本産業規格A列4番)

様式第4号 (第2条関係)

通 称 使 用 届

候 補 者	ふ り が な	
	氏 名	
	ふ り が な	
	呼 称	

年 月 日執行の東京都職員共済組合組合会互選議員選挙において、東京都職員共済組合組合会互選議員選挙執行規程第2条第4項の規定により、本名に代えて上記の呼称を使用いたしたく、お届けします。

年 月 日

氏 名

選挙長 殿

- 備考 1 この届書は、立候補(推薦)届書に添付すること。
- 2 この届書を提出するときは、併せて当該呼称が本名に代わるものとして通用していることを証するに足る資料を提示すること。

様式第5号 (第8条関係)

候補者氏名	東京 都職員共済組合組合会互選議員選挙投票用紙		
(候補者の氏名は、一人だけ書くこと。)	年 月 日執行		
	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">之 印</td><td style="text-align: center;">理 事 長</td></tr></table>	之 印	理 事 長
之 印	理 事 長		

(B7)

備考

用紙は折りたたんだ場合において、なるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用する。

年 月 日執行

東京都職員共済組合組合会
互選議員選挙

不在者投票申出書

之理事
印長

選 挙 区	第 区
投 票 区	
※ 投票年月日	年 月 日
※ 投票者	所属 局 部 区 所
	氏名
投票管理者氏名	
不在者投票申出事由	
東京都職員共済組合組合会互選議員選挙 執行規程第10条第1項 1 公務のため出張し、又は遠隔地において職務に従事中である。 2 疾病、負傷、妊娠等のため、投票を行うことが困難である。 3 その他、投票管理者が特に必要と認める事由がある。	

備考

- 1 ※欄は必ず自分で書いてください。
- 2 不在者投票事由欄は、該当する番号を○印で囲んでください。

不在者投票用封筒

この申出書は、別紙第6号様式の2にはり付けて使用する。

様式第7号 (第11条関係)

年 月 日執行

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙投票録

第 選挙区

1 投票所 開設場所						
2 投票立会人	所 属	職 名	氏 名		参 会 時 刻	
					時 分	
					時 分	
3 投票時間	時 分開始 時 分終了					
4 投票の状況	組合員名簿登録者数		A 選挙当日有権者数	B 投票者数		
	上記投票者数Bのうち不在者投票者数		棄権者数		投票率 (B/A)	
					%	
5 投票事務従事者	総数	所属	氏名	所属	氏名	
	人					
<p>年 月 日調製</p> <p style="text-align: right;">投票管理者氏名</p> <p>われわれは、この投票録の記載が真正であることを確認して署名する。</p> <p style="text-align: right;">投票立会人氏名</p> <p style="text-align: right;">投票立会人氏名</p>						

(日本産業規格A列4番)

様式第8号 (第16条関係)

年 月 日執行

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙開票録

第 選挙区

1 開票所 開設場所													
2 開票立会人		所属	職名	氏名	参会時刻								
					時	分							
					時	分							
					時	分							
					時	分							
3 開票時間		時 分開始		時 分終了									
4 開票の結果	(1) 投票の内訳	投票総数		有効投票		左のうちあん分 した投票		無効投票					
	(2) あん分票の内訳	候補者氏名		あん分の基礎 となった票数		票		候補者氏名		あん分の基礎 となった票数		票	
	(3) 無効投票の内訳	正規の用紙を 用いないもの		候補者の氏名の外 他事を記載したもの		1投票中2人以上の候補者 の氏名を記載したもの		候補者でない者の 氏名を記載したもの					
		候補者の氏名を 自書しないもの		候補者の何人を記載し たかを確認し難いもの		そ の 他		白紙投票					
	(4) 各候補者の得票数	候補者の氏名		得票数		候補者の氏名		得票数					
5 開票事務 従事者		総数	所属	氏名		所属	氏名						

年 月 日調製

開票管理者 氏名

われわれは、この開票録の記載が真正であることを確認して署名する。

開票立会人 氏名

開票立会人 氏名

開票立会人 氏名

開票立会人 氏名

開票立会人 氏名

(日本産業規格A列4番)

様式第9号 (第19条関係)

年 月 日執行

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙選挙録

第 選挙区

1	選挙会開設場所						
2	選挙会立会人	所属	職名	氏名	参会時刻		
					時 分		
					時 分		
3	選挙会日時	年 月 日	開始時刻		終了時刻		
			時 分		時 分		
4	無投票の由						
5	投票の内訳	投票総数		有効投票		無効投票	
	定款第15条第1項ただし書に規定する票数						
	区分	氏名	得票総数		区分	氏名	得票総数
選挙の結果							
6	選挙会事務従事者	総数	所属	氏名	所属	氏名	
		人					
<p>年 月 日調製</p> <p>選挙長氏名</p> <p>われわれは、この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。</p> <p>選挙会立会人氏名</p> <p>選挙会立会人氏名</p>							

備考 当選人及びその他の候補者の氏名は、得票の多数の者から順次記載するものとする。

(日本産業規格A列4番)